

医療・救護要項

本大会に参加する選手団（選手・監督・外部指導者・引率者）及び一般観覧者並びに大会運営に従事する者に対する安全確保と、医療救護の万全を期するために、競技会場に救護所を設置し、医療機関との連携を図ることを目的とする。

1 基本的事項

本大会実行委員会は、医師会・医療機関・保健所・消防署等と十分な連絡調整を行い、密接な連携のもとに業務を遂行するものとする。

- (1) 大会期間中バックアップ病院を指定し、大会関係者の受診の便宜を図る。
- (2) 医療機関へは、都道府県の引率責任者または監督・引率者が付き添うものとする。
- (3) 医療機関での受診に要する費用は、すべて受診者の負担とする。ただし、大会期間中の負傷・疾病については、状況により「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の定めを適用する。健康保険証を持たずに受診したときは、原則、医療費は全額自己負担となる。
- (4) 必要に応じて救急自動車を要請する。

2 救護所における救護

(1) 救護所の設置

大会期間中、下記の会場に救護所を設置する。

野沢温泉スキー場カンダハーコース

責任者 アルペン競技委員長

野沢温泉シャンツェ

責任者 ジャンプ・コンバインド競技委員長

南原クロスカントリーコース

責任者 クロスカントリー競技委員長

- (2) 救護所には、救護係（保健師または看護師免許を有する者）を配置する。
- (3) 救護所では、応急処置のみ行うものとし、必要に応じて医療機関に移送する。
- (4) 救護所には、応急処置に万全を期するため、医薬品・医療器具・その他必要な物品を備えるものとする。
- (5) 練習中など、救護所が未開設時に負傷発病した場合は、競技会場の係員等に申し出ること。

3 宿舎等における医療及び救護

宿泊する施設等で発病または負傷し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、都道府県の引率責任者または監督・引率者が最寄りの医療機関と連絡を取り受診するものとする。

4 救急要請『119番』

○飯山消防署野沢分署 長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9110-2

電話 0269-85-4119

FAX 0269-85-3050

5 医療機関

診療機関名・住所・TEL	診療科	診療時間	休診日
野沢医院 野沢温泉村大字豊郷9323 0269-85-2010	整形外科 内科	8:30～12:30 15:30～17:30	日曜、祝日 第1, 3, 5土曜 金曜午後、土曜午後
安部医院 野沢温泉村大字豊郷9780-4 0269-67-0502	内科 外科 消化器内科	8:30～12:00 14:30～17:30	日曜、祝日、第1, 3, 5土曜 第1, 3, 5金曜午後、木曜午後 第2, 4土曜午後
富井歯科医院 野沢温泉村大字豊郷4374-1 0269-85-2347	歯科 小児歯科	8:00～12:00 14:00～17:00	日曜、祝日 土曜午後
飯山赤十字病院 飯山市大字飯山226-1 0269-62-4195	総合 救急（※）	8:30～11:30 (受付時間)	土曜、日曜、祝日
北信総合病院 中野市大字西1-5-63 0269-22-2151	総合 救急（※）	8:00～11:30 8:00～11:00(土) (受付時間)	日曜、祝日 第1, 3, 5土曜

※救急診療に対応している病院については、事前に電話にて相談するようお願いいたします。

6 事故発生時の対応について

- (1) 大会関係者の事故の対応については、大会実施本部を中心に、各会場救護責任者および競技委員長がその対応にあたる。
- (2) 各会場を総括した窓口は大会実施本部事務局（大会事務局）とし、その対応にあたる。
- (3) 事故発生時の対応

①事故者の生命・安全の確保を第一とし、救護所または医療機関へ搬送し、治療を受けさせる。
【対応者：当該校（チーム）の監督・引率者、宿舍責任者】

②事故者の状況は、総括窓口（大会実施本部事務局）に電話、またはFAXで報告する。（第1報）
その後の経過を第2報、第3報として報告する。
さらに当該校（チーム）の引率責任者または校長（代表者）に報告する。
【対応者：当該校（チーム）の監督・引率者、宿舍責任者】

③各会場へ診察（治療）経過および結果を報告する。（第1報）
その後の経過を第2報、第3報として報告する。 【対応者：総括窓口担当者】

④当該校（チーム）へ報告する。必要に応じ当該市町村教育委員会教育長へ報告する。
【対応者：当該校（チーム）の引率責任者、監督・引率者または選手団長】

⑤保護者へ報告する。 【対応者：当該校長（代表者）または引率責任者】

⑥必要に応じて、総括窓口（大会実施本部事務局）は外部との対応にあたる。

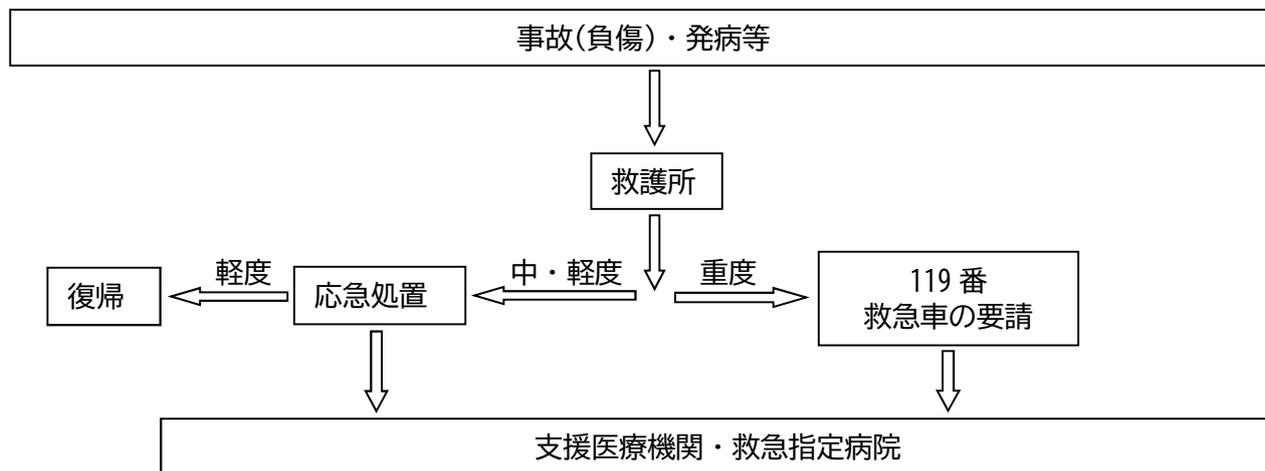
【対応者：全体は事務局長 各種目は競技委員長】

さらに事故対策本部が必要な場合は、大会実施本部総務部に設置し、関連部局との連絡調整と外部との対応にあたる。

【対応者：実行委員会委員長、事務局長】

7 緊急時の連絡および事故者搬送経路

宿 舎	競技会場		
	カンダハーコース	野沢温泉シャンツェ	南原クロスカントリーコース
【救護責任者】 監督 または 引率者	【救護責任者】 A P 競技委員長 救護所 フィニッシュハウス 医務係 スキーパトロール	【救護責任者】 J P 競技委員長 救護所 ジャンプハウス 医務係 スキーパトロール	【救護責任者】 X C 競技委員長 救護所 ゴールハウス 医務係 スキーパトロール



※救護所未開設時に事故（負傷）・発病した場合は、競技会場の係員等に申し出ること。

8 AED設置場所

- ・アルペン競技会場 → カンダハーフィニッシュハウス
- ・ジャンプ競技会場 → ジャンプハウス
- ・クロス競技会場 → 南原ゴールハウス
- ・大会事務局 → 野沢温泉村公民館

9 事故対応に関する周知徹底

- (1) 各競技の監督・コーチ会議において周知する。
- (2) 事前に宿泊斡旋事務局を通じて宿舎に依頼・周知を図る。
- (3) 大会関係者は、事故の未然防止に万全を期す。さらに無理のない参加または練習体制を構築するものとする。加えて、季節性のインフルエンザやコロナウイルス感染症、ノロウイルスの感染防止に努める。

インフルエンザ・コロナウイルス感染症・感染性胃腸炎対策について

1 趣旨

流行が懸念される「インフルエンザ」や「コロナウイルス感染症」また、「感染性胃腸炎」の予防と集団感染の防止を目的とする基本的な指針とする。

2 インフルエンザ・コロナウイルス感染症予防、感染防止の対策

(1) 感染の実際

【飛沫感染】咳やくしゃみなどに含まれるウイルスを鼻や口から吸い込んで感染する。

※咳やくしゃみのしぶき（飛沫）は約2m飛ぶ。

【接触感染】ウイルスが付着したもの（ドアなど）を触った手で、口や目などの粘膜に触れることで感染する。

(2) インフルエンザ

①潜伏期間は1～4日

②症状（ウイルスによって変わる可能性有り。最新の情報に留意する。）

・発熱（38℃以上）

・関節の痛み、筋肉痛、喉の痛み、頭痛、全身の倦怠感、鼻水（鼻汁）または鼻づまり、咳など

③出席停止期間は「発症後5日（発症日が0日目）、かつ解熱後2日を経過するまで」

(3) コロナウイルス感染症

①潜伏期間は1～14日（多くは5日程度）

②症状（感染しても症状が出ない可能性もあるため感染予防を心がける）

・発熱

・鼻水、喉の痛み、咳などの呼吸器症状、嗅覚異常や味覚異常など

③出席停止期間は「発症後5日（発症日が0日目）、かつ症状が軽快後1日を経過するまで」

(4) 予防措置

①手洗い、うがいの励行

・外出後は、手洗いと共に必ずうがいをする。

・流水と石けんによる手洗い（30秒以上）を行い、清潔なタオルなどで水を十分拭き取る。

②アルコールによる手指消毒

③マスクの着用

・不織布マスク1日1枚使い捨てが理想。

④人ごみを避ける。

・不要不急の外出、大人数・長時間の集まりや会食をできるだけ避ける。

⑤換気

・宿舍や移動中の車内等の密閉空間では、定期的に窓を開け換気を心がける。

⑥健康管理、健康状態の観察（チェック）

・監督、引率者の責任において、別紙【様式①】健康観察記録票により参加選手等の健康観察および記録を行い、健康管理に努める。

3 感染性胃腸炎予防、感染防止の対策

(1) 感染の実際

①ノロウイルスが蓄積した、カキなどの二枚貝を十分に火を通さずに食すと感染する。

②感染者の便や嘔吐物に含まれるノロウイルスが口に入り込み感染する。ノロウイルスは乾燥することで空気中に舞い上がり、直接口に入ることもある。また、調理器具などを介してノロウイルスが付着した食品を食べることで感染する。

(2) 感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症など）

①潜伏期間は1～3日

②症状

- ・嘔吐と下痢が主な症状で、人により発熱や腹痛を伴うこともある。
- ・感染しても全員発病するわけではなく、軽い風邪症状で済む人もいる。

③出席停止期間の基準は「病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで」

(3) 予防措置

①頻繁な手洗い

- ・特にトイレの後や食事の前。石けんを使い、十分泡立てて手を洗う。
- ・手洗いタオルの使い回しは厳禁。個人用の準備をする。
- ・感染者が出た場合など、蛇口が汚れている場合もある。手洗い時に蛇口を洗うか、手洗い後は直接触れない工夫をする。

②調理での対策

- ・二枚貝の取り扱いは生食用を選び、十分な加熱をする。（食品の中心部85℃以上で1分以上）
- ・調理器具の十分な殺菌を行い、使い回しをしない。
- ・調理者の体調管理、手袋の使用、手洗いを徹底する。

③嘔吐物や排せつ物の処理

- ・処理する際は、マスク・ビニール手袋・エプロンを着用する。また、十分な換気をする。
- ・乾燥する前に静かに素早く拭き取る。
- ・0.1%次亜塩素酸ナトリウム（薄めた洗濯用漂白剤など）で消毒する。

④掃除の徹底

- ・十分な拭き掃除をし、状況によっては定期的な消毒をする。

⑤症状が出たときの対策

- ・感染拡大を防止するため、「症状がある人は、最後に浴槽に入るかシャワーのみにする」「塩素消毒後、他のものと分けて最後に洗濯をする」など、入浴・洗濯・掃除等で十分な対策をとる。

4 受診

健康観察により、上記2の(2)(3)、3の(2)のような症状が確認された場合は、直ちに医療機関（医療・救護要項に記載）を受診し、指導を受ける。受診の際は、事前に医療機関に電話連絡をする。

5 報告（大会事務局）

医療機関において受診後、感染の有無に関わらず、別紙【様式②】受診報告書に必要事項を明記し、大会事務局に提出する。

6 二次感染予防措置（蔓延を防ぐ）

(1) 感染者及び発病者について

大会の参加については、不参加とする。医療機関での診察、治療。関係機関の指導を受け、宿舎での隔離、入院、帰宅等の措置をする。（この際、監督・引率者は、保護者、学校等に連絡する）都道府県の責任者または監督・引率者は、別紙【様式③】感染症罹患届書を作成し、大会事務局に提出する。

(2) 濃厚接触者（感染の恐れのある者を含む）について

症状が確認されない場合であっても、関係機関（医療機関）の指導指示を受ける。大会への出場については、状況を再確認し、当該選手団・参加各校の責任者の責任と判断に委ねる。ただし、決して無理はさせない配慮をする。また、症状が確認された場合は、速やかに受診、報告を（上記に順じ）をする。

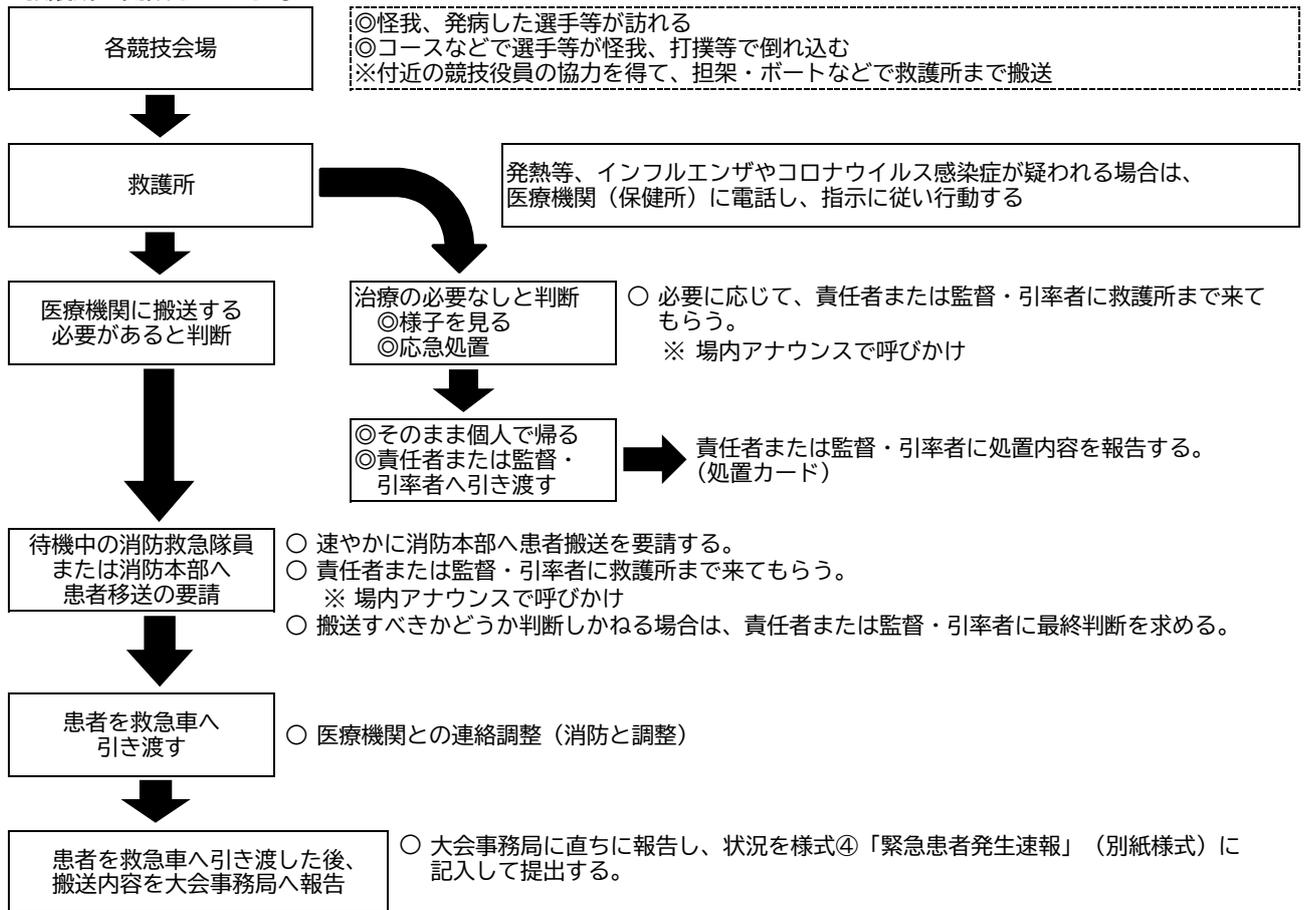
- (3) 感染者および発病者（感染の恐れのある者を含む）を隔離する際の宿泊については、宿泊担当旅行者（野沢温泉観光協会）を必ず通すこと。
- (4) 二次感染の対応については、医療機関・行政（教育委員会）・保健所・（公財）日本中体連・実行委員会で確認、指示指導の徹底を図る。
- (5) 感染が確認された場合等、医療機関の治療および指導を受けた後に、安全に当該選手、関係校を帰宅させることを配慮しなければならない。
- (6) インフルエンザやコロナウイルス感染症、感染性胃腸炎等に感染した場合は、出席停止扱いとなるため、当該期間中は大会には参加することができない。
- (7) 学校閉鎖、学級閉鎖等の状況にある大会参加校・選手については、状況を正確に把握するために、当該校（チーム）全体の健康観察を迅速かつ的確に実施し、得られた情報を踏まえ、医療機関・当該市町村教育委員会・当該中学校・当該中体連等で慎重に審議し、選手・チーム等の派遣の可否を決定する。（その旨、大会事務局に報告する。）

7 その他

- (1) 大会に参加する以前の対応については、都道府県中体連および各教育委員会、参加各校（チーム）の配慮に委ねる。
- (2) 不参加の届け出があった場合の補充の大会出場について
 - ①正式申込前
補充については、当該中学校体育連盟および競技部に一任する。
 - ②正式申込後
補充のための大会出場は認めない。

医療・救護連絡系統図

1 救護所を開設している時



2 救護所を開設していない時

(1) 練習中の負傷・発病等

- ① 救護所が未開設時に負傷・発病した場合、競技会場内の競技役員等に選手または監督・引率者が申し出る。
 - 大会事務局等で、応急処置並びに責任者等への連絡をする。
- ② 競技役員等は、患者搬送が必要と認められる場合、責任者または監督・引率者が必要と判断した場合、救急車の要請をする。
 - 患者搬送が行われた場合、大会事務局に電話で直ちに報告し、状況を様式④「緊急患者発生速報」に記入して提出する。

(2) 宿舎での負傷・発病等

- ① 宿泊する施設等で負傷・発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、各都道府県の責任者または監督・引率者が最寄りの医療機関と連絡を取り受診する。
 - 医療機関を受診した場合は、様式②「受診報告書」を、受診の結果、感染症や食中毒と診断された場合は、大会事務局に電話で報告し、翌日8:00までに様式③「感染症等罹患届書」を大会事務局に提出する。
- ② 都道府県の責任者または監督・引率者が必要と認めた場合は、救急自動車を要請し、搬送する。
 - 責任者または監督・引率者は、患者搬送が行われた場合、大会事務局に電話で直ちに報告し、様式④「緊急患者発生速報」を記入して大会事務局に提出する。

3 インフルエンザやコロナウイルス感染症、感染性胃腸炎、食中毒が疑われる場合

(1) インフルエンザやコロナウイルス感染症が疑われる場合

- ① 発熱、咳、咽頭痛などの症状が確認された場合は、速やかに医療機関を受診する。（事前に電話連絡）
 - 責任者または監督・引率者は、医療機関を受診した場合は様式②「受診報告書」を、受診の結果、インフルエンザ等の感染症と診断された場合は、大会事務局に電話で報告し、様式③「感染症等罹患届書」を大会事務局に提出する。さらに、その旨を宿舎にも報告する。

(2) 感染性胃腸炎や食中毒が疑われる場合

- ① 嘔吐や下痢などの症状が確認された場合は、速やかに医療機関を受診する。（事前に電話連絡）
 - 責任者または監督・引率者は、医療機関を受診した場合は様式②「受診報告書」を、受診の結果、ノロウイルス等の食中毒と診断された場合は、大会事務局に電話で報告し、様式③「感染症等罹患届書」を大会事務局に提出する。さらに、その旨を宿舎にも報告する。